

地域共生社会に向けた 加賀市の取組 ～加賀市版地域包括ケアシステムについて～



石川県 加賀市 相談支援課
令和6年1月21日

西 ミキ

加賀市の状況

1. 人口：62,720人（令和5年10月） 住民基本台帳
2. 高齢者数：22,402人（高齢化率35.7%）
3. 認定者数：3,710人（1号認定率15.4%）
（事業対象者256人、要支援705人、要介護2,749人）
4. 認知症高齢者数：2,575人（1号認知症高齢者率11.5%）
5. 介護保険料：月額6,400円（第8期）
第5期は5,550円 第6期5,900円 第7期6,300円
6. 日常生活圏域：7圏域
7. 地域包括支援センター：直営で1か所
サブセンター医療機関にH28.4より設置
ブランチ16か所設置（R3.10より）

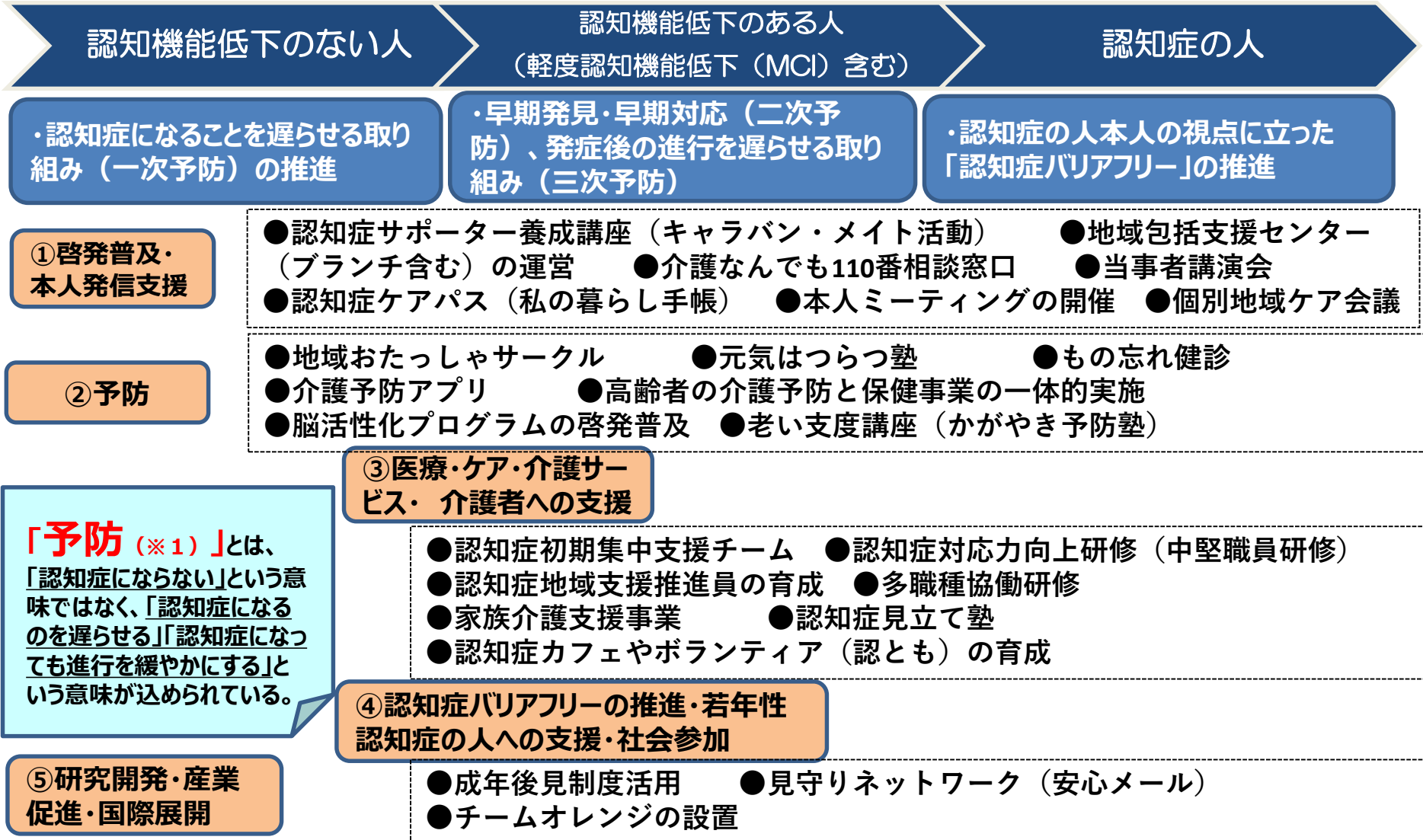
加賀市の認知症施策全体について

(本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年まで)

●認知症施策推進大綱【基本的な考え】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防(※1)」を車の両輪として施策を推進

▶令和6年3月議員立法により「共生社会実現を推進するための認知症基本法」が公布され今後1年以内に施行されることから国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた施策を推進していく。



今までの認知症施策の取組み課題と方向性

◆地域での暮らしを福祉や介護分野だけで支えようとしている限界（地域づくりへ）

○取組み全体を通して、考えることが大切。バラバラで事業の展開はしない。

○高齢者の相談において、多くの課題を抱えた世帯（家族に精神疾患の方や生活困窮の方などがいる）が多い。本人支援を考えるときには、世帯全体をみて、課題解決していく視点が不可欠。その為には、多くのネットワークが必要である。

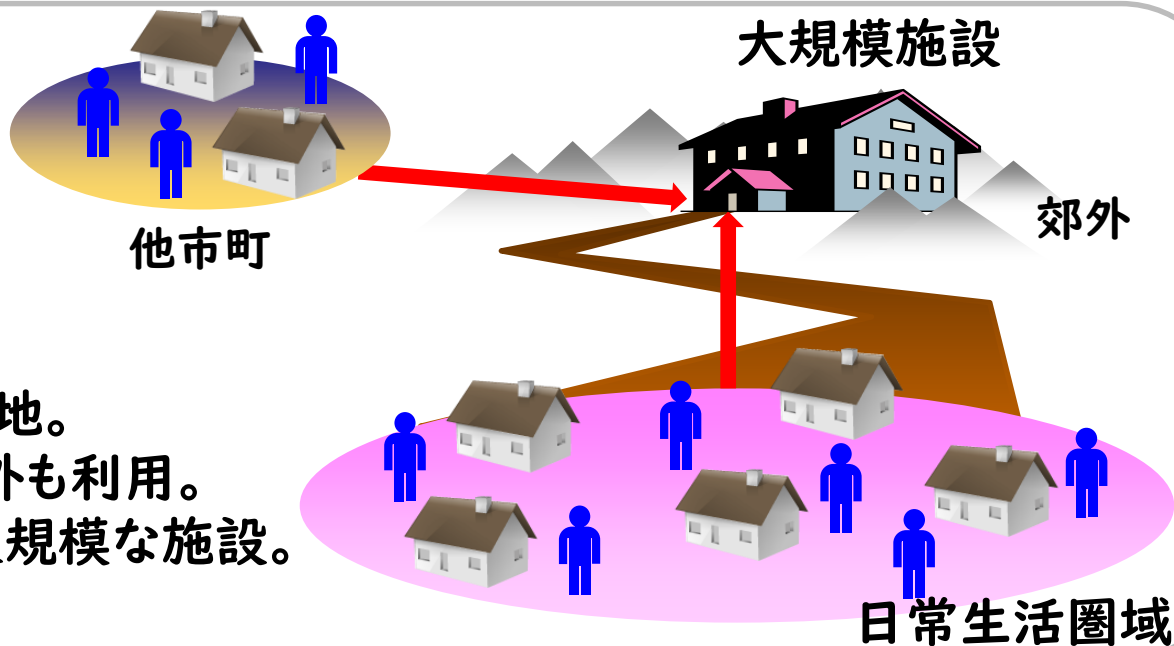
○個別地域ケア会議から地域づくりへの発展へ。民生委員、近所等地域の方も参加し、具体的な個の支援を通して考えることが大切。小さなネットワークの積み重ねが大事。

○地域に存在する社会資源や風習も異なることから、市全体ではなく、地域の課題は地域で解決していく取組みへ。

○これから考えていくべきことは、**全世代・全対象型**の相談窓口機能が求められることから、**他分野**との連携は欠かせない。住民がしたい！ワクワクすることから一緒に、その時間を過ごす。

○地域における人の生活は、専門的サービスを提供する従事者だけでは機能しない。その地域の社会資源（人、物など）と共に考え、チャレンジする！

第2期まで・・・



- 自宅から離れた郊外の立地。
- 県が指定し、加賀市民以外も利用。
- 定員100人規模などの大規模な施設。

地域密着型サービス事業所の整備

第3期以降 (2006年)・・・

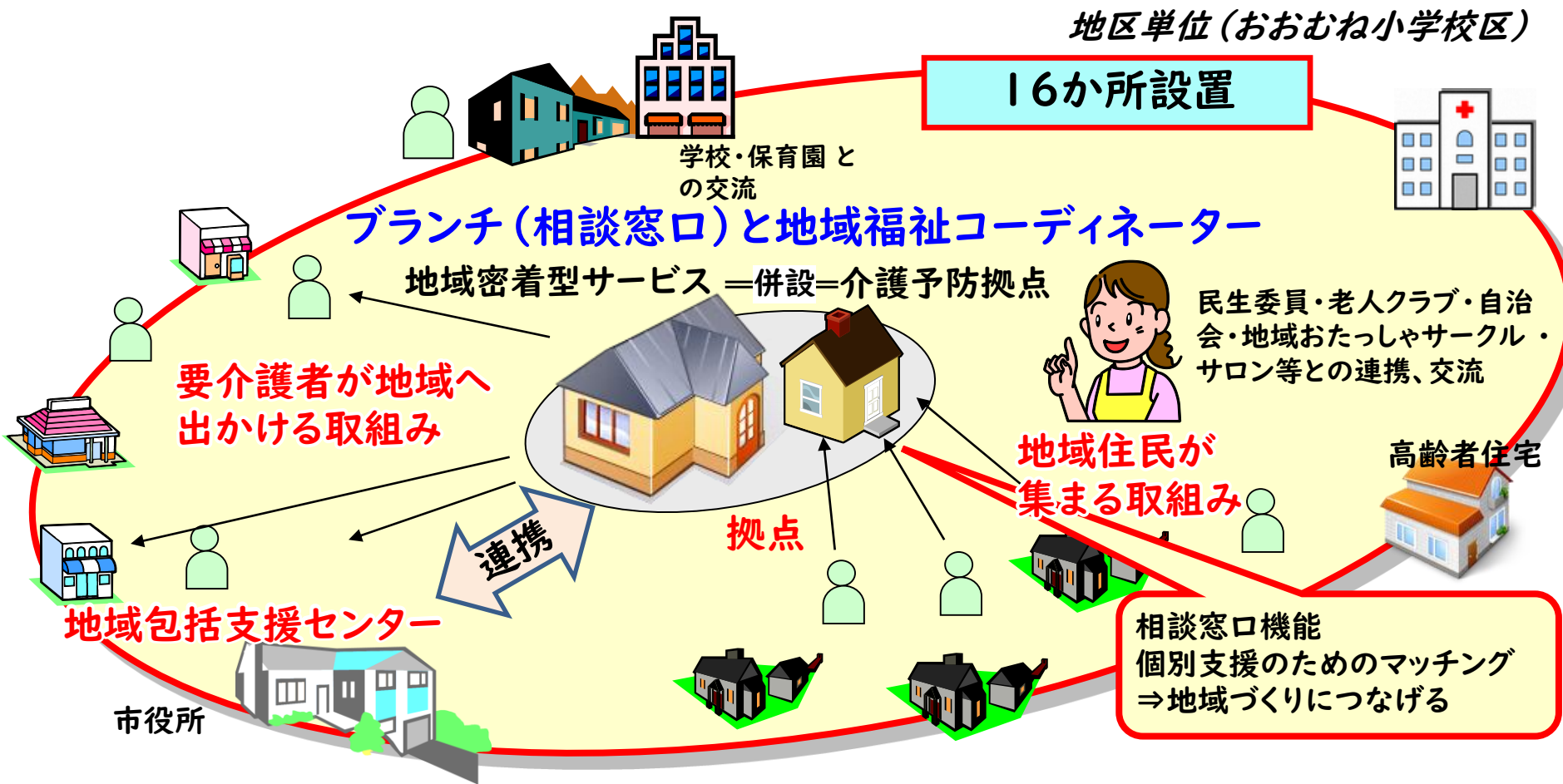
郊外の大規模施設は今後整備しない

- 生活圏域の中で事業所を整備。
(自宅の近くの住み慣れた地域で利用)
- 少人数単位の介護を行う小規模の事業所
- なじみの場所で、なじみの職員による24時間
365日の切れ目のないサービス
- 要介護者のみが集まる場でなく、地域住民も集う場へ



相談窓口・地域福祉コーディネーターについて

○地域包括支援センターの相談窓口（包括ブランチ）を地域密着型サービス事業所に設置し、地域福祉コーディネーターを配置



◆高齢者の相談において、多くの課題を抱えた世帯が多い。その課題を解決して支援していくためには、多くのネットワークが必要不可欠である。

◆これから考えていくべきことは、ブランチ・地域福祉コーディネーター機能を活かして、全世代型の相談窓口機能が求められる。その為には、他分野との連携は欠かせない。

どんな人材になって欲しい?なりたい?

- 相手の立場で考えることができる人
- 頼りになる存在
- 職員どうし相談しあえる関係（知識、技術、気軽に聞ける関係性）
- 本人の「できること」を見れる人
- 家族を巻き込める人
- 本人の意向をつらぬき支援できる人
- あきらめない覚悟のある人
- 決断できる人
- 予後予測できる人
- 他機関を巻き込める人
- 予防の視点のある人
- 危機察知能力のある人

などなど

全世代型 加賀市版地域包括ケアシステムについて

ランチ及び相談支援事業所が核となり、地域を住民と一体的に考え取り組む体制を市の相談支援課がバックアップする体制を強化

【加賀市相談支援課】

- 生活保護 ○生活困窮者支援 ○消費生活センター
- ひきこもり支援 ○孤独・孤立支援 ○行政相談
- ODV相談 など

【加賀市基幹型地域包括支援センター】

- 総合相談支援 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 権利擁護
- 介護予防ケアマネジメント業務 ○在宅医療・介護連携推進
- 生活支援体制構築 ○認知症総合支援事業
- 障がいのある人の相談窓口 など

【市直営の強み】

- 他課とのネットワーク、つなぎ
- 他分野とのネットワーク
- 各種施策との連動

18歳以上の相談

本人、家族、地域、関係機関等からの相談

18歳以下の相談

支援方針やつなぎ先の窓口などの相談

バックアップ
(同行訪問やケース会議支援、研修会)

連携

【地区地域包括支援センター(ランチ)】

委託先:市内16の地域密着サービス事業所

【機能】

身近な相談
窓口機能

ランチ業務(個別援助業務)

- 地区高齢者の個別相談、支援 ○24時間365日の対応

地域づくり
機能

地域福祉コーディネート業務

- 地域資源の把握、開発、担い手育成、活躍する場の確保
- 交流活動の開催支援

健康づくり
機能

介護予防と健康づくり(疾病予防・重症化予防)連動

- 地区高齢者の生活習慣病の重症化防止(個別支援)
- 地域へのフレイル予防の啓発普及

連携

【相談支援事業所】

指定先:市内6事業所

【機能】

障がいのある人の
相談窓口機能

個別援助業務

- 地区の障がいのある人の個別相談・支援
- 24時間365日緊急時等の対応

連携

【子育て応援ステーション(子育て世代包括支援センター・子ども家庭支援拠点)】

- 妊産婦に関する相談 ○産後ケア ○母子保健 ○乳幼児健診 ○医療的ケア児 ○障がい児支援
- 子育て支援 ○要保護児童等対策調整機関 ○児童虐待対応 など

介護福祉課

建築課(市営住宅)

税料金課

教育委員会

子育て支援課

健康課 など

医療機関

社会福祉協議会

民生児童委員

NPO法人 など

まちづくり
推進協議会

町内会 など

連携